

# 松高の諸ルール等 (2023.10.20～)

## 1. 制服の規程について

### (1) 男子

- ① 冬服……上衣：本校指定の制服とする。(襟に本校の刺繍があるもの)
- ② 夏服……上衣：本校指定の制服とする。(カッターシャツ・ポロシャツ)  
カッターシャツの下部は、出さないこと。
- ③ 通年……ズボン：本校指定の制服とする。  
靴下：華美でないものとする。

### (2) 女子

- ① 冬服……上衣：本校指定の制服とする。  
ネクタイ：規定の長さで着用すること。  
靴下：華美でないものとする。  
(式典時は黒タイツを着用すること。)  
アンダーシャツ：華美でないものでセーラー服のVゾーンから見えな  
いものとする。(ハイネック・カッターシャツは禁止)  
上衣からカーディガン・セーター等が出ないようにすること。
- ② 夏服……上衣：本校指定の制服とする。(ブラウス・ポロシャツ)  
ブラウスの下部は、出さないこと。  
靴下：華美でないものとする。
- ③ 通年……スカート：本校指定の制服とする。ヒザの中心からヒザが隠れる長さ  
とする。短くカットしたり、折り込んだりしない。  
スラックス：本校指定の制服とする。

### (3) 男女共通

- ① 更衣……式典時は6月1日から夏服、10月1日から冬服とする。
- ② 防寒着…11月1日～3月31日、華美でないものを、登下校に限り着用して  
よい。校舎内は着用を禁止する
- ③ 靴……スリッパ等は禁止する
- ④ 頭髪……脱色・染色・パーマ・付け毛等は禁止する。  
(髪留め等は、華美でないものにする)  
・髪の毛が傷みやすい人は、ドライヤーやアイロン等を控えて  
髪の毛が変色しないように気をつけること。変色がひどくなった場  
合は、元の髪色に戻すこと。  
・一度でもパーマや染髪をしてしまうと、黒染めをしても色が落ちて  
しまうことがあるので、その時は染め直して来ること。
- ⑤ その他…化粧、ピアス、マニキュア、アクセサリー等は禁止する。

## 小松島高等学校 制服着用規定



## 2. 校内での生活について

### (1) スマートフォンの使用について

#### ① 使用時の注意事項

- ・ 考査中、授業中、SHR中、清掃中は電源を切りカバンに入れること。
- ・ 体育や移動教室の授業には持ち込まない。(教室は施錠する)
- ・ 歩きスマホは厳禁とする。

※考査中はポケット等に所持していると不正行為に相当すると見なします。

※授業中等、教員や他の生徒に迷惑をかけた場合は学校が預かります。

#### ② インターネット (Twitter インスタグラム 等) 上にアップする場合について

- ・ 学校の教育活動や本校の制服やユニフォームを着ているものをアップする場合は必ず学校の許可を得ること。
- ・ 他人を勝手に撮影し同意を得ずにアップしないこと。
- ・ 他人のことを誹謗・中傷するようなことをアップしないこと。

### (2) 所持品の管理について

- ① 貴重品は、自己管理をしっかりすること。
- ② 所持品には、必ず記名をすること。
- ③ 貴重品や多額の金銭は、やむを得ないとき以外はもってこないこと。
- ④ 教室の施錠、ロッカーの管理を徹底すること。

### (3) 各種届出について

- ① 欠席・遅刻する場合は保護者から学校に連絡してもらうこと。
- ② 遅刻した場合は「入室許可証」を教頭（職員室）に提出し、認印を受けてから教室に入ること。
- ③ 早退・外出する場合は「早退届・外出届」を担当に提出して許可を得ること。
- ④ 怪我等でやむを得ず制服以外を着用する場合は「異装許可願」を提出すること。
- ⑤ エレベーターを利用する場合は「利用許可証」を発行してもらうこと。
- ⑥ ポスター等を掲示する場合には許可を得ること。
- ⑦ 住所、連絡先の変更がある場合は担任に申し出て住民票等を提出すること。

### (4) 保健室等の利用について

- ① 内服薬は出さない。（自分で薬を用意するか、家庭で服用してくること）
- ② 保健室を利用したときは、「保健連絡カード」を教科担任・担任に手渡すこと。
- ③ 学校の管理下（授業中、部活中、休憩中、登下校中）の災害に対しては、日本スポーツ振興センターから医療費が給付されるので申し出ること。  
※交通事故等による災害や治療費が5000円未満の場合は対象とならない。

## 3. 校外での生活について

### (1) 事故・事件等

- ① 事故・事件に巻き込まれたときや、警察官や補導員に補導されたときは、学校（担任）に連絡すること。
- ② 夜間の外出は控えること。  
※深夜11時から午前4時の外出は青少年保護育成条例により禁止されています。

### (2) 交通安全について

#### ① 自転車通学

- ・通学用自転車はステッカーを貼り、登校後は所定の場所に整頓し必ず施錠すること。
- ・交通法規を守ること。（信号無視・二人乗り・傘さし運転・並進・無灯火・スマートフォンやイヤホン等を使用しながらの運転はしないこと）
- ・雨天時は雨合羽を着用すること。

※「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」が施行され、ヘルメットの着用・自転車の点検整備・損害賠償保険等への加入が努力義務となっています。

- ② 原動機付自転車（原付バイク）・自動二輪車の運転免許取得は原則として認めない。
- ③ 自宅から最寄りの公共交通機関までの通学が遠距離で困難があると認められる生徒に対しては、審議のうえ最寄りの駅までの使用を許可する。

※ 無許可免許取得・無断使用の者は、特別指導を行う。

※ 交通事故や交通違反を起こしたときは、ただちに担任に届け出ること。

### (3) アルバイトについて

特別な事情がある場合は、「アルバイト許可願」を提出して許可を得ること。

#### ① 注意事項

- ・ 1年生の1学期は許可しない。
- ・ 欠点保有者は許可しない。許可後、欠点を取った者は許可を取り消す。
- ・ 欠席、遅刻等、学校生活に支障がある場合は許可しない。
- ・ 年度毎に申請すること。

#### ② 禁止条件

- ・ アルコールを扱う店は、許可しない。
- ・ 考査期間中は、アルバイトをしない。

※無許可でアルバイトをした場合は特別指導を行う。

## 4. 特別指導について

(1) 次の行為をした者は、特別指導を行う。

- ① 違法行為をした者
- ② 学校の秩序を乱した者
- ③ 学校で定めた諸規則・諸心得に違反した者

(2) 特別指導の内容

- ① 教科の課題、日誌、反省文等とする。
- ② 原則として自宅での指導とする。
- ③ 特別指導中は欠席扱いとする。

## 5. 校則の変更について

(1) 生徒が変更しようとする場合の手順・手続きは次のとおりとする。

- ① 各生徒の意見を受け、各HRで案を策定する。
- ② 各HRの提案を受け、各HR代議員が所属する生徒議会及び生徒会役員が所属する生徒会の審議を経て、案として決定する。
- ③ 生徒議会及び生徒会の発議を受け、生徒総会の審議を経て、承認を受ける。
- ④ 校務運営委員会、職員会議での審議を経て、校長の最終決裁を受ける。

(2) 保護者等の意見も参考にする。